

役員等報酬規程

社会福祉法人すずらん福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すずらん福祉会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員および理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、理事長の指示または理事会の委任を受け、理事会および評議員会に出席した場合や監事が監査を実施した場合等の法人業務を行う場合には、報酬を支給することとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬の額については、別表1に定める額とする。
- (2) 通勤手当については、常勤役員は給与規則別表1諸手当の通勤手当を準用し、非常勤役員等には支給しないこととする。ただし、常勤役員に対し職員給与より通勤手当が支給されている場合、重複した支給は認めないこととする。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、その職員給与に加算して支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法等必要な事項については、給与規則を準用する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、当該月の日数に基づいて日割りによって計算し、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

1. この規程は、令和 元年 6月22日から施行する。

別表1 役員等の報酬等

役 職 名	報 酬 の 額	備 考
理 事 長	月額 200,000 円	振込
常 勤 理 事	月額 30,000 円	振込
非 常 勤 理 事	回 10,000 円	理事会の出席回数に応じて現金支給
監 事	回 10,000 円	会議・監査の出席回数に応じて現金支給
評 議 員	回 10,000 円	評議員会の出席回数に応じて現金支給